

人を発病させるおそれほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件 新旧対照条文

○人を発病させるおそれほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1</u> <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンウイルス（Candid# 1）とする。</u></p> <p><u>第2</u> <u>法第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</u> 1～6 （略）</p> <p><u>第3</u> （略）</p> <p><u>第4</u> （略） 1～14 （略）</p> <p><u>15</u> <u>インフルエンザウイルスA型インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007（H5N1）</u></p> <p><u>16～24</u> （略）</p>	<p>（新設）</p> <p><u>第1</u> <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</u> 1～6 （略）</p> <p><u>第2</u> （略）</p> <p><u>第3</u> （略） 1～14 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>15～23</u> （略）</p>